

独立行政法人国立高等専門学校機構教職員再雇用規則

独立行政法人国立高等専門学校機構規則第24号

制 定 平成16年 4月 1日
一部改正 平成17年 4月20日
一部改正 平成17年12月 1日
一部改正 平成18年 4月 4日
一部改正 平成18年10月 1日
一部改正 平成19年 3月30日
一部改正 平成20年 3月28日
一部改正 平成21年 3月24日
一部改正 平成21年 6月 1日
一部改正 平成21年11月30日
一部改正 平成22年 3月30日
一部改正 平成22年11月30日
一部改正 平成23年 3月30日
一部改正 平成24年 4月27日
一部改正 平成24年 6月25日
一部改正 平成25年 3月29日
一部改正 平成26年12月24日
一部改正 平成27年 3月26日
一部改正 平成28年 2月 3日
一部改正 平成29年 1月31日
一部改正 平成30年 1月31日
一部改正 平成31年 2月28日
一部改正 令和 3年 4月28日
一部改正 令和 4年 5月31日
一部改正 令和 4年12月26日
一部改正 令和 5年 3月28日
一部改正 令和 5年12月25日
一部改正 令和 7年 1月31日
一部改正 令和 7年 3月26日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員就業規則（独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）規則第6号。以下「教職員就業規則」という。）第24条第4項及び独立行政法人国立高等専門学校機構船員就業規則（機構規則

第7号以下「船員就業規則」という。)第25条第4項の規定に基づき、機構に再雇用された教職員(以下「定年退職後等再雇用教職員」という。)並びに教職員就業規則第24条の2第3項及び船員就業規則第25条の2第3項に定める定年前再雇用短時間勤務教職員(以下「再雇用教職員」という。)の就業に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 この規則に定めのある場合のほか、再雇用教職員の就業に関する事項については、教職員就業規則、船員就業規則、労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)、その他の関係法令及び諸規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 フルタイム勤務教職員 定年退職後等再雇用教職員のうち、常時勤務を要する者
- 二 短時間勤務教職員 定年退職後等再雇用教職員のうち、当該教職員の1週間当たりの通常の労働時間が、常時勤務を要する教職員でその職務が当該短時間勤務の教職員と同種のものを占める教職員の1週間当たりの通常の労働時間に比し短い時間である者及び定年前再雇用短時間勤務教職員

(規則の遵守義務)

第3条 機構及び再雇用教職員は、それぞれの立場でこの規則を誠実に遵守し、その実行に努めなければならない。

第2章 定年退職後等再雇用教職員

(再雇用)

第4条 理事長は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号。以下「高年齢者雇用安定法」という。)第9条の規定に基づく高年齢者雇用確保措置として、教職員就業規則第22条の規定若しくは第24条の2第2項の雇用期間の満了により退職した教職員又は船員就業規則第23条の規定若しくは第25条の2第2項の雇用期間の満了により退職した船員(次項において「定年退職等をした者」という。)を、1年を超えない範囲内で期間を定め、再雇用することとする。

2 前項の規定にかかわらず、定年退職等をした者が次の各号に掲げる一に該当する場合は、理事長は、その者を再雇用しないことができる。

- 一 勤務実績が著しくよくない場合
- 二 心身の故障のため職務の遂行に著しく支障があり、又はこれに堪えない場合

(再雇用期間の更新)

第5条 前条第1項の規定により雇用する期間(本項の規定により更新された期間を含む。)は、当該期間において前条第2項の規定に掲げる場合に該当することとなる者を除き、

更新するものとする。

- 2 定年退職後等再雇用教職員は、教職員就業規則第24条第2項又は船員就業規則第25条第2項の更新を希望しないときは、期間満了日の6ヶ月前までに理事長に申し出るものとする。ただし、やむを得ない事由により6ヶ月前までに申し出ることができない場合は、14日前までに申し出なければならない。

(再雇用期間の末日)

第6条 前2条の規定による期間の末日は、定年退職後等再雇用教職員が年齢65歳に達する日以後における最初の3月31日を超えることができない。

第2章の2 通知

(通知)

第7条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、教職員に文書により通知しなければならない。

- 一 再雇用を行う場合
- 二 再雇用の期間を更新する場合（定年退職後等再雇用教職員の場合に限る。）
- 三 再雇用の期間の満了により教職員が退職する場合

第3章 勤務

(労働時間)

第8条 フルタイム勤務教職員の労働時間は、常勤の教職員の例に準じ、1日につき7時間45分、1週間につき38時間45分とする。

- 2 短時間勤務教職員の労働時間は、1週間につき31時間の範囲内で理事長が定める時間とする。その際、1日の労働時間は7時間45分を超えることはできない。
- 3 理事長は、短時間勤務教職員に対して、前項により定めた労働時間の内容（始業及び終業の時刻、休憩時間等を含む。）について、書面を交付することにより通知するものとする。

(休日及び労働時間の割振り)

第9条 再雇用教職員の休日（労働時間を割振らない日）は、4週間ごとの期間につき8日以上とする。

- 2 理事長は、前項の期間につき、前条に規定する労働時間を超えない範囲内において、労働時間を割振り、書面を交付することにより通知するものとする。

(休暇)

第10条 再雇用教職員の年次有給休暇、病気休暇及び特別休暇は、退職しなかったもの

として常勤の教職員の例に準じて取り扱うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、最初に再雇用された日が属する年の翌年以降の短時間勤務教職員の年次有給休暇の日数は、別表第1の下欄に掲げる1週間の労働日の日数の区分ごとに定める日数とする。

(休暇の単位)

- 第11条 再雇用教職員の休暇の単位は、病気休暇及び特別休暇については、必要に応じて1日、1時間又1分として取り扱うものとする。
- 2 再雇用教職員の年次有給休暇の単位は、1日又は半日とする。ただし、労基法第39条第4項の規定による協定で定める場合は、当該協定で定める日数の年次有給休暇については、1時間を単位とすることができるものとし、時間を日に換算するときは、フルタイム勤務教職員にあっては、8時間をもって1日、短時間勤務教職員にあっては、当該短時間勤務教職員の1日当たりの労働時間数（日によって労働時間数が異なる短時間勤務教職員にあっては、再雇用期間における総労働時間数を当該期間の総労働日数で除して得た時間数）（1時間未満の端数があるときは、その端数を切り上げた時間数）をもって1日とする。
- 3 前項に定める半日を単位とする年次有給休暇は、始業時刻から休憩時間の直前若しくは、休憩時間終了直後から終業時刻までとする。

第4章 給与

(本給の決定)

- 第12条 再雇用教職員の本給は下表のとおりとする。

区分	本給月額
フルタイム勤務教職員	別表第2に定める本給月額のうち、その者の属する本給表の2級に定める額（ただし、退職時の職務の級が1級である者については各本給表の1級に定める額）
短時間勤務教職員	別表第2に定める本給月額のうち、その者の属する本給表の2級（ただし、退職時の職務の級が1級である者については、各本給表の1級）に定める額に、その者の1週間当たりの労働時間数を38.75で除して得た数を乗じて得た額

(昇給)

- 第13条 再雇用教職員は、昇給しないものとする。

(諸手当)

- 第14条 再雇用教職員に支給する手当は次に掲げるとおりとする。

- 一 地域手当

- 二 通勤手当
- 三 超過勤務手当
- 四 休日給
- 五 期末手当
- 六 勤勉手当
- 七 教員特殊業務手当
- 八 宿日直手当
- 九 在宅勤務手当
- 十 住居手当
- 十一 寒冷地手当

(フルタイム勤務教職員の諸手当)

第15条 フルタイム勤務教職員については、次の各号に掲げる場合を除き、前条に定める諸手当の支給に関しては、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員給与規則（機構規則第8号。以下「教職員給与規則」という。）に定める常勤の教職員の例に基づくものとする。

- 一 フルタイム勤務教職員に対する期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の70を乗じて得た額とする。
- 二 フルタイム勤務教職員に対する勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に理事長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の総額は、当該フルタイム勤務教職員の勤勉手当基礎額に100分の60を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
- 三 期末手当基礎額及び勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在（基準日1箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した場合にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在をいう。次条において同じ）においてフルタイム勤務教職員が受けるべき本給及び本給に対する地域手当の月額合計額とする。

(短時間勤務教職員の諸手当)

第16条 短時間勤務教職員については、次の各号に掲げる場合を除き、第14条に定める諸手当の支給に関しては、教職員給与規則に定める常勤の教職員の例に基づくものとする。

- 一 短時間勤務教職員に対する通勤手当の月額は、独立行政法人国立高等専門学校機構非常勤教職員給与規則（機構規則第13号。以下「非常勤教職員給与規則」という。）第6条の規定を準用する。
- 二 短時間勤務教職員に対する超過勤務手当及び休日給の支給割合は、それぞれ非常勤教職員給与規則第4条から第5条の2までの規定を準用する。
- 三 短時間勤務教職員に対する期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の70を乗じて得た額とする。
- 四 短時間勤務教職員に対する勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に理事長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給す

る勤勉手当の総額は、当該短時間勤務教職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

五 期末手当基礎額及び勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において短時間勤務教職員が受けるべき本給及び本給に対する地域手当の月額合計額とする。

(労働1時間あたりの給与額の算出)

第16条の2 再雇用教職員の労働1時間あたりの給与額は、教職員給与規則第8条の規定を準用する。この場合において、短時間勤務教職員にあっては教職員給与規則第8条第2項中「現日数から、当該期間中における教職員労働時間等規則第10条第1項又は船員労働時間等規則第13条に規定する休日の日数を差し引いた日数に1日の所定労働時間数を乗じ、その時間数」とあるのは「総所定労働時間数」と読み替えるものとする。

(給与の支給日)

第17条 本給、地域手当及び通勤手当は、その月の月額全額を毎月17日（以下この項において「支給日」という。）に、超過勤務手当、休日給、教員特殊業務手当、宿日直手当及び在宅勤務手当は、その月の分を翌月17日に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、教職員給与規則第3条第1項の規定に準じて取り扱うものとする。

2 期末手当及び勤勉手当の支給日については、教職員給与規則第3条第2項に準じて取り扱うものとする。

(給与の支給)

第18条 この規則に基づく給与は、教職員給与規則第4条に準じて支払うものとする。

(端数処理)

第19条 この規則を適用した場合に生じた端数の処理については、教職員給与規則に準じて取り扱うものとする。

(退職手当の不支給)

第20条 再雇用教職員には退職手当を支給しない。

(適用除外)

第21条 教職員就業規則第22条及び第23条又は船員就業規則第23条及び第24条の規定については、再雇用職員には適用しない。

2 独立行政法人国立高等専門学校機構教職員労働時間、休暇等に関する規則（機構規則第9号）第24条第1項第二十号又は独立行政法人国立高等専門学校機構船員の労働時間、休暇等に関する規則（機構規則第10号）第22条第1項第二十号の特別休暇については、再雇用教職員には適用しない。

3 独立行政法人国立高等専門学校機構教職員退職規則（機構規則第18号）第4条第1項第一号に規定する派遣休職については、再雇用教職員には適用しない。

第5章 雑則

(雑則)

第22条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (平成16年4月1日制定)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年4月20日一部改正)

この規則は、平成17年4月1日から適用する。

附 則 (平成17年12月1日一部改正)

(施行期日)

1 この規則は、平成17年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 第15条第二号及び第16条第四号について、勤勉手当を平成17年12月に支給する場合に限り、「100分の40」とあるのは、「100分の37.5」とする。

附 則 (平成18年4月4日一部改正)

この規則は、平成18年4月1日から適用する。

附 則 (平成18年10月1日一部改正)

この規則は、平成18年4月1日から適用する。

附 則 (平成19年3月30日一部改正)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月28日一部改正)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月24日一部改正)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年6月1日一部改正)

(暫定措置)

- 1 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第15条第一号及び第二号の適用については、同条第一号中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、同条第二号中「100分の35」とあるのは「100分の30」とする。
- 2 前項の規定は、平成21年6月1日から適用する。

附 則（平成21年11月30日一部改正）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成21年12月1日から施行する。

（平成21年12月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例）

- 2 平成21年12月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する改正後の第15条第一号及び第二号の適用については、同条第一号中「100分の85」とあるのは「100分の80」と、同条第二号中「100分の35」とあるのは「100分の40」とする。
- 3 平成21年12月にフルタイム勤務教職員に支給する期末手当の額は、改正後の第15条第一号及び第三号又は同条柱書の規定により準用する教職員給与規則第21条第1項から第3項まで、第5項若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算出される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次の各号に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上になるときは、期末手当は、支給しない。
 - 一 平成21年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間にフルタイム勤務教職員となった者にあつては、そのフルタイム勤務教職員となった日）においてフルタイム勤務教職員が受けるべき本給及び地域手当の月額合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、本給を支給されなかった期間その他別に定める期間がある者にあつては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額
 - 二 平成21年6月1日においてフルタイム勤務教職員であつた者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額

（経過措置）

- 4 施行日前から雇用されている短時間勤務教職員で、当該雇用に係る雇用契約の期間が施行日以後に引き続く者に対する給与は、改正後の教職員給与規則の規定にかかわらず、当該雇用契約の期間に限り、当該雇用契約時の本給（第16条第三号の規定により準用する第15条第三号に規定する本給は除く。）によることができる。

附 則（平成22年3月30日一部改正）

（施行期日）

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(時間単位年休に関する経過措置)

2 施行日において、年次有給休暇に1時間未満の残時間数がある場合は、これを1時間に切り上げるものとする。

附 則 (平成22年11月30日一部改正)

(施行期日)

1 この規則は、平成22年12月1日から施行する。

(平成22年12月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例)

2 平成22年12月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する改正後の第15条第二号の適用については、同号中「100分の32.5」とあるのは「100分の30」とする。

3 平成22年12月にフルタイム勤務教職員に支給する期末手当の額は、改正後の第15条第一号及び第三号又は同条柱書の規定により準用する教職員給与規則第21条第1項から第3項まで、第5項若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算出される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次の各号に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上になるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成22年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間にフルタイム勤務教職員となった者にあつては、そのフルタイム勤務教職員となった日）においてフルタイム勤務教職員が受けるべき本給及び地域手当の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、本給を支給されなかった期間その他別に定める期間がある者にあつては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

二 平成22年6月1日においてフルタイム勤務教職員であつた者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.28を乗じて得た額

(経過措置)

4 施行日前から雇用されている短時間勤務教職員で、当該雇用に係る雇用契約の期間が施行日以後に引き続く者に対する給与は、改正後の教職員給与規則の規定にかかわらず、当該雇用契約の期間に限り、当該雇用契約時の本給（第16条第三号の規定により準用する第15条第三号に規定する本給は除く。）によることができる。

附 則 (平成23年3月30日一部改正)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成 24 年 4 月 27 日一部改正）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 24 年 5 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日前から雇用されている短時間勤務教職員で、当該雇用に係る雇用契約の期間が施行日以後に引き続く者に対する給与は、改正後の教職員給与規則の規定にかかわらず、当該雇用契約の期間に限り、当該雇用契約時の本給（第 16 条第三号の規定により準用する第 15 条第三号に規定する本給は除く。）によることができる。

附 則（平成 24 年 6 月 25 日一部改正）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

（平成 26 年 3 月 31 日までの間における給与の減額について）

- 2 施行日から平成 26 年 3 月 31 日までの間（以下「特例期間」という。）においては、再雇用教職員に対する本給月額を支給に当たっては、本給月額に、当該再雇用教職員に適用される以下の表の本給表欄に掲げる本給表及び職務の級欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の割合欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

本給表	職務の級	割合
教育職員本給表	1 級	100 分の 4.77
	2 級	100 分の 7.77
一般職員本給表（一）	全ての級	100 分の 4.77
一般職員本給表（二）		
海事職員本給表（一）		
海事職員本給表（二）		
医療職員本給表（一）		
医療職員本給表（二）		

- 3 特例期間においては、再雇用教職員に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
 - 一 地域手当 当該再雇用教職員の本給月額に対する地域手当の月額に当該再雇用教職員の支給減額率を乗じて得た額
 - 二 期末手当 当該再雇用教職員が受けるべき期末手当の額に、100 分の 9.77 を

乗じて得た額

三 勤勉手当 当該再雇用教職員が受けるべき勤勉手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額

- 4 労働1時間当たりの給与額及び休職者の給与並びに病気休暇により本給の半額を減じた場合の取扱いについては、教職員給与規則附則（平成24年6月25日一部改正）第2項から第4項までの規定を準用する。
- 5 施行日前から雇用されている短時間勤務教職員で、当該雇用に係る雇用契約の期間が施行日以後に引き続く者については、前3項（第3項第二号及び第三号に掲げる給与を除く。）の規定を適用しないことができる。

附 則（平成25年3月29日一部改正）

（施行期日）

第1条 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 第2条 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第78号）附則第3項の規定に基づき、理事長は、同法による改正前の高年齢者雇用安定法第9条第2項に基づく協定により定められた基準に該当しない者について、再雇用（第5条第1項による再雇用期間の更新を含む。次項において同じ。）しないものとする。
- 2 前項の規定により再雇用しない者は、次の表の期間欄に掲げる期間に応じ、同表の年齢欄に定める年齢以上の者に限るものとする。

期間	年齢
平成25年4月1日から平成28年3月31日まで	61歳
平成28年4月1日から平成31年3月31日まで	62歳
平成31年4月1日から平成34年3月31日まで	63歳
平成34年4月1日から平成37年3月31日まで	64歳

附 則（平成26年12月24日一部改正）

（施行期日）

- 1 この規則は、改正日から施行し、同年12月1日から適用する。

（平成26年12月に支給する勤勉手当に関する特例）

- 2 平成26年12月に支給する勤勉手当に関する改正後の第15条第二号及び第16条第四号の適用については、第15条第二号中「100分の45」とあるのは「100分の47.5」と、第16条第四号中「100分の35」とあるのは「100分の37.5」とする。

5」とする。

附 則（平成27年3月26日一部改正）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年2月3日一部改正）

（施行期日）

- 1 この規則は平成28年2月3日から施行する。ただし、改正後の別表第2の規定については平成27年4月1日から、改正後の第15条第二号及び第16条第四号の規定については平成27年12月1日から適用する。

（平成27年12月に支給する勤勉手当に関する特例）

- 2 平成27年12月に支給する勤勉手当に関する改正後の第15条第二号及び第16条第四号の適用については、第15条第二号中「100分の47.5」とあるのは「100分の50」と、第16条第四号中「100分の37.5」とあるのは「100分の40」とする。

附 則（平成29年1月31日一部改正）

（施行期日）

- 1 この規則は平成29年1月31日から施行する。ただし、改正後の別表第2の規定については平成28年4月1日から、改正後の第15条第二号及び第16条第四号の規定については平成28年12月1日から適用する。

（平成28年12月に支給する勤勉手当に関する特例）

- 2 平成28年12月に支給する勤勉手当に関する改正後の第15条第二号及び第16条第四号の適用については、第15条第二号中「100分の50」とあるのは「100分の52.5」と、第16条第四号中「100分の40」とあるのは「100分の42.5」とする。

附 則（平成30年1月31日一部改正）

（施行期日）

- 1 この規則は平成30年2月1日から施行する。ただし、改正後の別表第2の規定については平成29年4月1日から、改正後の第15条第二号及び第16条第四号の規定については平成29年12月1日から適用する。

（平成29年12月に支給する勤勉手当に関する特例）

- 2 平成29年12月に支給する勤勉手当に関する改正後の第15条第二号及び第16条

第四号の適用については、第15条第二号中「100分の52.5」とあるのは「100分の55」と、第16条第四号中「100分の42.5」とあるのは「100分の45」とする。

附 則（平成31年2月28日一部改正）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成31年3月1日から施行する。ただし、改正後の別表第2の規定については平成30年4月1日から、改正後の第15条第二号及び第16条第四号の規定については平成30年12月1日から適用する。

（平成30年12月に支給する勤勉手当に関する特例）

- 2 平成30年12月に支給する勤勉手当に関する改正後の第15条第二号及び第16条第四号の適用については、第15条第二号中「100分の55」とあるのは「100分の57.5」と、第16条第四号中「100分の45」とあるのは「100分の47.5」とする。

附 則（令和3年4月28日一部改正）

この規則は、令和3年5月1日から施行する。

附 則（令和4年5月31日一部改正）

この規則は、令和4年6月1日から施行する。

附 則（令和4年12月26日一部改正）

（施行期日）

- 1 この規則は令和5年1月1日から施行する。ただし、改正後の第15条第二号及び第16条第四号の規定については令和4年12月1日から適用する。

（令和4年12月に支給する勤勉手当に関する特例）

- 2 令和4年12月に支給する勤勉手当に関する改正後の第15条第二号及び第16条第四号の適用については、第15条第二号中「100分の57.5」とあるのは「100分の60」と、第16条第四号中「100分の47.5」とあるのは「100分50」とする。

附 則（令和5年3月28日一部改正）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年12月25日一部改正）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年12月25日から施行する。ただし、改正後の別表第2の規定については令和5年4月1日から、改正後の第15条第一号及び第二号、第16条第三号及び第四号の規定については令和5年12月1日から適用する。

(令和5年12月に支給する期末手当に関する特例)

- 2 令和5年12月に支給する期末手当に関する改正後の第15条第一号及び第16条第三号の適用については、第15条第一号中「100分の68.75」とあるのは「100分の70」と、第16条第三号中「100分の68.75」とあるのは「100分の70」とする。

(令和5年12月に支給する勤勉手当に関する特例)

- 3 令和5年12月に支給する勤勉手当に関する改正後の第15条第二号及び第16条第四号の適用については、第15条第二号中「100分の58.75」とあるのは「100分の60」と、第16条第四号中「100分の48.75」とあるのは「100分の50」とする。

附 則 (令和7年1月31日一部改正)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年1月31日から施行する。ただし、改正後の別表第2の規定については令和6年4月1日から、改正後の第15条及び第16条の規定については令和6年12月1日から適用する。

(令和6年12月に支給する期末手当に関する特例)

- 2 令和6年12月に支給する期末手当に関する改正後の第15条第一号及び第16条第三号の適用については、第15条第一号中「100分の70」とあるのは「100分の71.25」と、第16条第三号中「100分の70」とあるのは「100分の71.25」とする。

(令和6年12月に支給する勤勉手当に関する特例)

- 3 令和6年12月に支給する勤勉手当に関する改正後の第15条第二号及び第16条第四号の適用については、第15条第二号中「100分の60」とあるのは「100分の61.25」と、第16条第四号中「100分の50」とあるのは「100分の51.25」とする。

附 則 (令和7年3月26日一部改正)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第10条関係）

1週間の労働日 の日数	年次有給休暇 の日数	摘要
5日	20日	
4日	20日	一週間当たりの労働時間が30時間以上の者
	16日	一週間当たりの労働時間が30時間未満の者
3日	12日	
2日	8日	
1日	4日	

別表第2（第12条関係）

イ. 一般職員本給表（一）

職務の級	1級	2級
本給月額	192,000円	219,500円

ロ. 一般職員本給表（二）

職務の級	1級	2級
本給月額	197,900円	209,000円

ハ. 教育職員本給表

職務の級	1級	2級
本給月額	252,400円	298,400円

ニ. 海事職員本給表（一）

職務の級	1級	2級
本給月額	225,100円	255,100円

ホ. 海事職員本給表（二）

職務の級	1級	2級
本給月額	219,400円	234,300円

ヘ. 医療職員本給表（一）

職務の級	1級	2級
本給月額	193,000円	219,600円

ト. 医療職員本給表（二）

職務の級	1級	2級
本給月額	239,700円	260,200円